

誓約書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所
申請者
名称

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称
及び代表者の職名並びに氏名 〕

申請者、役員及び管理者が下記の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

1 申請するサービス種類に☑をつけてください。

サービス種類	規 定	
<input type="checkbox"/> 居宅サービス	① 第70条第2項各号	② 第4条第5項で規定する暴力団員
<input type="checkbox"/> 介護予防サービス	① 第115条の2第2項各号	② 第4条第5項で規定する暴力団員
<input type="checkbox"/> 居宅介護支援	① 第79条第2項各号	③ 第4条第7項で規定する暴力団員
<input type="checkbox"/> 介護予防支援	① 第115条の22第2項各号	④ 第4条第7項で規定する暴力団員
<input type="checkbox"/> 地域密着型サービス	① 第78条の2第4項各号	⑤ 第4条第5項で規定する暴力団員
<input type="checkbox"/> 地域密着型介護予防サービス	① 第115条の12第2項各号	⑤ 第4条第5項で規定する暴力団員
<input type="checkbox"/> 第1号事業	⑨ 第4条第5項で規定する暴力団員	
<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設	① 第86条第2項各号	⑥ 第2条第6項及び第44条第5項で規定する暴力団員
<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設	① 第94条第3項各号	⑦ 第2条第6項及び第43条第5項で規定する暴力団員
<input type="checkbox"/> 介護医療院	① 第107条第3項各号	⑩ 第3条第6項で規定する暴力団員
<input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設	健康法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条第3項各号 ⑧ 第2条第6項及び第42条第5項で規定する暴力団員	

- ① 介護保険法
- ② 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ③ 札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- ④ 札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- ⑤ 札幌市地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ⑥ 札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ⑦ 札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- ⑧ 札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ⑨ 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
- ⑩ 札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

2 役員等名簿 別添のとおり

別添

役員等名簿					
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日		郵便番号	住所
		役職名・呼称		TEL	/ FAX
	男・女	MT SH	年 月 日	〒 -	/
	男・女	MT SH	年 月 日	〒 -	/
	男・女	MT SH	年 月 日	〒 -	/
	男・女	MT SH	年 月 日	〒 -	/
	男・女	MT SH	年 月 日	〒 -	/
	男・女	MT SH	年 月 日	〒 -	/
	男・女	MT SH	年 月 日	〒 -	/
	男・女	MT SH	年 月 日	〒 -	/
	男・女	MT SH	年 月 日	〒 -	/
	男・女	MT SH	年 月 日	〒 -	/
	男・女	MT SH	年 月 日	〒 -	/

【備考】

- 1 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（理事、監査役、監事等）と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。
- 2 役員名簿等に記載された者については、暴力団員であるかどうかの確認をするため、札幌市暴力団の排除に関する条例第13条第2項の規定に基づき、札幌市が北海道警察に照会をすることがあります。